

青森大学 情報システム利用規程

(目的)

第1条 この規程は、「青森大学（以下「本学」という）情報・IT化に関する規程」第5条に基づき、本学における情報機器及びネットワーク（以下「情報システム」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

(運用・管理)

第2条 情報システムの運用・管理は情報・IT化委員会（以下「委員会」という。）の各部局の委員が行う。

2 委員会の各部局の委員は、必要に応じて運用・管理の代行を委員以外の者に委嘱することができる。

3 本学のコンピュータ演習室の利用については、本規程のほか、別に定める規程を遵守するものとする。

(用語の定義)

第3条 対象となる「情報機器」は、本学内に設置され、原則として本学学生及び本学教職員が利用するものである。

2 対象となる「ネットワーク」は、本学の共有部分に敷設されたネットワーク及びそこに接続される学内のローカルネットワークである。

3 「情報システムの利用」とは以下のものを指す。

(1) 情報機器の利用

(2) ネットワークへの接続

(3) ネットワークを経由した学内外の各種ネットワークサービスの利用

4 委員会の代行を認められた者を「管理者」と呼ぶ。

(利用の範囲)

第4条 情報システムの利用は、次のいずれかに該当する場合に限る。

(1) 本学における教育・研究のための利用

(2) 本学における事務業務のための利用

(3) その他、委員会が適当と認めた利用

(利用資格)

第5条 情報システムを利用することができる者は以下の通りである。

(1) 本学の学生

(2) 本学の教職員

(3) その他、委員会が適当と認めた者

(利用者の責任・遵守事項)

第6条 情報システムの利用は、すべて利用者の責任においてなされなければならない。

- 2 利用者は学内の諸規程及び管理者の指示に従わなければならない。
- 3 利用者は許可された目的以外の目的のために情報システムを利用してはならない。
- 4 営利を目的とする利用、商行為を行ってはならない。
- 5 利用者は、認められた利用資格を第3者に供与してはならない。

(利用申請)

第7条 (情報機器の利用) 情報機器を利用する場合は、当該機器の管理者に利用申請を行い、承認を受けなければならない。

- 2 (ネットワークへの機器の接続) ネットワークに機器を接続する場合は、当該ネットワークの管理者に接続の申請を行い、承認を受けなければならない。
- 3 (サービスの利用) 登録の必要な学内ネットワークサービスの利用には、当該管理者に登録申請を行い、承認を受けなければならない。
- 4 (変更の届け出) 利用申請の内容に変更がある場合、すみやかに管理者に届け出なければならない。

(利用の停止)

第8条 利用者が次のような行為を行なった場合、委員会はその者の利用資格を停止又は取り消し、またネットワークへの接続を禁止することができる。

- (1) 本規程に違反する行為及び管理者の指示に反する行為
 - (2) 情報システムの運用に障害をもたらす行為
 - (3) 情報システムのセキュリティを侵害する行為
 - (4) その他、情報システムの利用者として不適格であると認められる行為
- 2 第8条第1項に該当し、かつ緊急の措置が必要と判断される場合、管理者は利用者の利用資格を一時的に停止し、またネットワークへの接続を一時的に禁止することができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会が審議し、学長がこれを定める。

(その他)

第10条 青森大学・青森大学大学院・青森短期大学情報システム利用規程は、平成22年3月31日をもって、廃止する。

附 則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和２年４月１日から施行する。